

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立赤城青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 利用者月別数、機種区分、設置台数及び設置場所

- | | |
|-----------------|------|
| ・利用者月別数 | 別紙 1 |
| ・自動販売機機種区分、設置台数 | 別紙 2 |
| ・自動販売機設置場所 | 別紙 3 |

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第 3 条に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方公共団体等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒371-0101 群馬県前橋市富士見町赤城山 27

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家管理係

TEL 027-289-7206

FAX 027-289-7225

E-mail akagi-kannri@niye.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

- ① 用紙サイズを A 4 判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ 6 部（本紙 1 部、写し 5 部）提出すること。
- ② 提出方法は、郵送又は持参することとする。
- ③ 郵送の場合は、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ④ 企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（様式任意）
- ② 企画提案による資料（カタログ等）
＜企画提案書に盛り込むべき内容＞
 - ・仕様書（Ⅵ設置条件及びⅦ経費等の負担）に基づき提案を行うこと。
 - ・「自動販売機設置の流れ」のフロー図（設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面などを用いて記述すること。）で提示すること。
 - ・清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
 - ・指定する台数より多く提案する場合には、設置台数及び設置場所を記述すること。

- ・売上見込に対する提案台数毎の販売手数料の1ヶ月分の内訳を記述すること。
- ・1台当たりの想定される年間の消費見込電力量と季節に応じた月毎の内訳・根拠を記述すること。
- ・その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ・参考見積書（飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。）

(4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和4年2月18日（金） 17時必着

提出先：上記4.(1)に示す場所。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和4年2月28日（月）（予定）にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

(1) 公募開始：令和4年1月28日（金）

(2) 公募締切：令和4年2月18日（金）17時必着

(3) 業者決定：令和4年2月28日（月）予定

(4) 契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

但し、契約期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で更に1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

仕 様 書

I 件 名

国立赤城青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

II 予定利用者数（年間）

63,800人（月別数の内訳は別紙1のとおり）

III 自動販売機の機種区分、設置台数及び設置図面

別紙2～3のとおり

IV 履行場所

所在地： 群馬県前橋市富士見町赤城山27

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家

V 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

※但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに発注者（以下「甲」という。）又は受注者（以下「乙」という。）が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。

VI 設置条件

(1) 商品について

①設置可能な品物は以下の種類に限定する。

- ・ 缶&ペット機（40種類程度販売可能）
- ・ 缶&ペット機（30種類程度販売可能）

②清涼飲料水等の選定については、甲・乙協議のうえ決めるものとする。

③商品・つり銭の補充は定期的に行い、欠品等にならないように配慮するものとする。

④空き缶等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、空き缶再資源化に努めるものとする。

⑤空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

(2) 自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、乙が行うものとする。

②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。

③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(3) 自動販売機について

①環境に配慮した自動販売機とする。

②消費電力が小さいものとする。

③転倒防止等の措置を行うものとする。

(4) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、通常販売価格を上限とする。

(5) 手数料

①清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を甲に納めるものとする。

②基本手数料については、提案自動販売機全台数の1ヶ月分当たり消費電力量に電気料金単価(1kw当たり21.78円)を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。但し、契約期間を更新する場合には、消費電力量に更新前1年間の月別の電気料金を使用量で除した金額で最も高い単価を乗じたものに見合った額を基本手数料とする。

③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(6) 自動販売機のデザイン

①青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

②談話棟とサービス棟2F、管理研修棟荷物置場に設置するもののうち、各1台については、ユニバーサルデザイン仕様とする。

(7) 災害時無料提供できる自動販売機の設置

①談話棟とサービス棟2F、宿泊棟C棟通路外部に各1台を設置すること。

(8) 売上報告

乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(9) その他

その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

VII 経費等の負担

(1) 甲の経費負担は、原則、次のとおりとする(なお、乙が経費負担を行なう提案をした場合はこの限りでない。)

① 設置に必要な電源設備。

② その他設置に必要となるもの。

(2) 乙の経費負担は、次のとおりとする。

① 自動販売機の設置及び撤去に伴う経費

② その他乙が負担すべき経費

} 実費負担のため提案不要

VIII その他

① 乙は、契約の終了等により国立赤城青少年交流の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に乙が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては甲・乙協議の上決定するものとする。

② この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議の上定めるものとする。

月別利用見込・実績利用者数一覧

	2019年度	2020年度	2021年度	平均	2022年度 (見込み)
4月	14,110	246	3,827	6,061	6,100
5月	15,377	862	2,341	6,193	6,200
6月	17,808	1,400	1,874	7,027	7,000
7月	11,471	1,396	5,827	6,231	6,200
8月	18,404	2,198	2,629	7,744	7,700
9月	11,205	1,798	652	4,552	4,600
10月	12,423	5,502	4,206	7,377	7,400
11月	14,740	3,603	6,288	8,210	8,200
12月	8,853	1,061	1,686	3,867	3,900
1月	5,886	940		3,413	3,400
2月	3,753	899		2,326	2,300
3月	0	1,626		813	800
合計	134,030	21,531	29,330		63,800

別紙 2

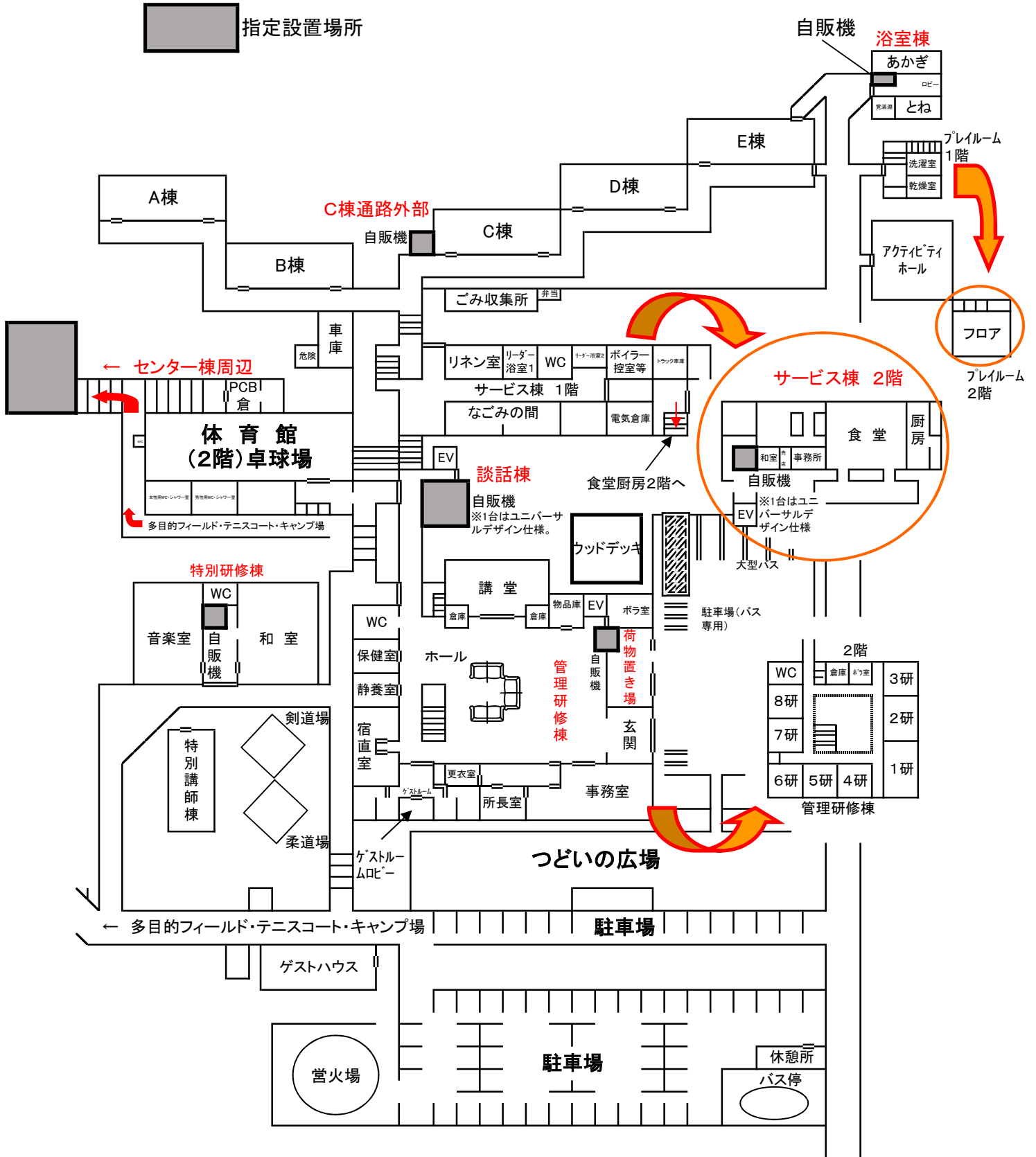
自動販売機 機種区分、設置台数

機種区分

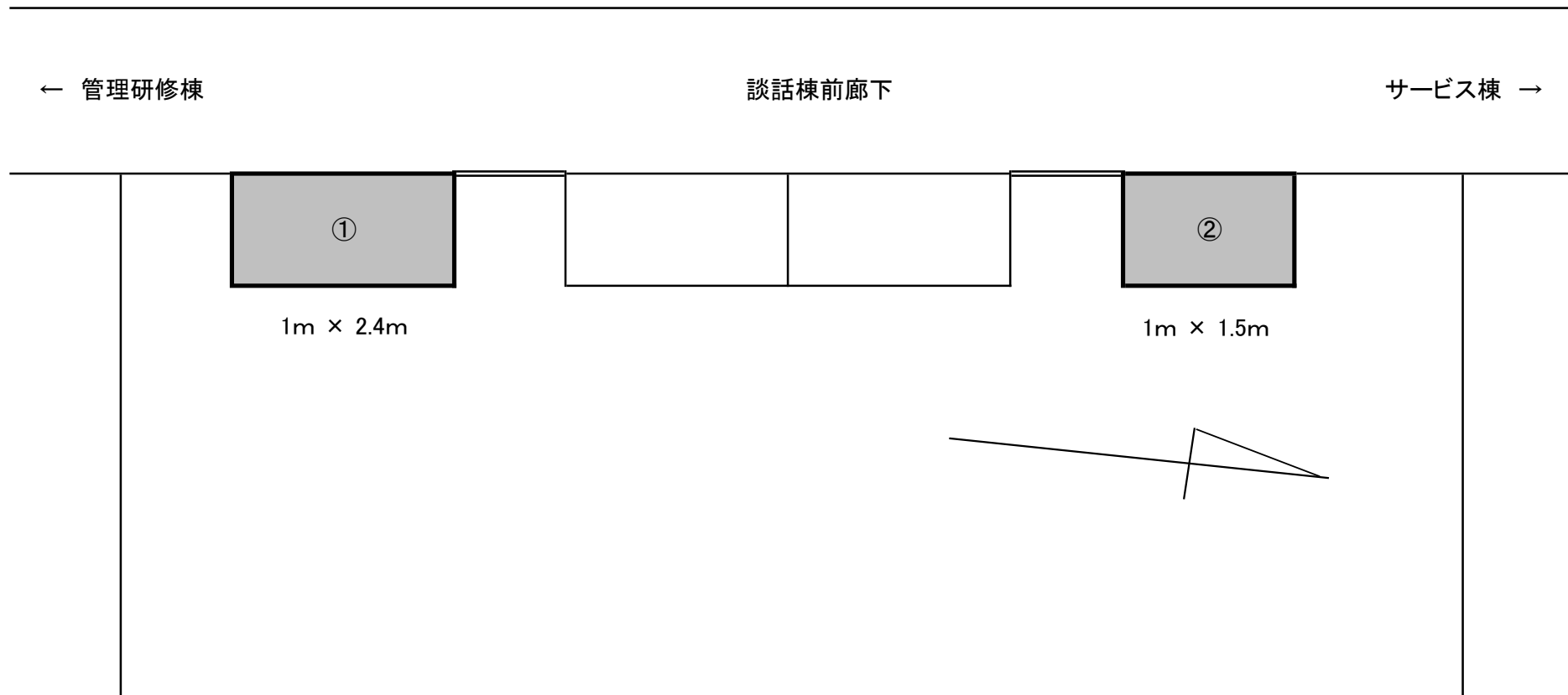
(ア)	缶&ペット機 (40種類程度販売可能)
(イ)	缶&ペット機 (30種類程度販売可能)

設置台数

No.	機種区分	設置場所	台数
1	(ア)	談話棟	1
2	(イ)	談話棟	2
3	(イ)	サービス棟 2 F	3
4	(ア)	宿泊棟 C 棟通路外部	1
5	(イ)	浴室棟	1
6	(イ)	センター棟	1
7	(イ)	管理研修棟荷物置き場	1
8	(イ)	特別研修棟	1



別紙3-② 自動販売機の設置場所(談話棟)

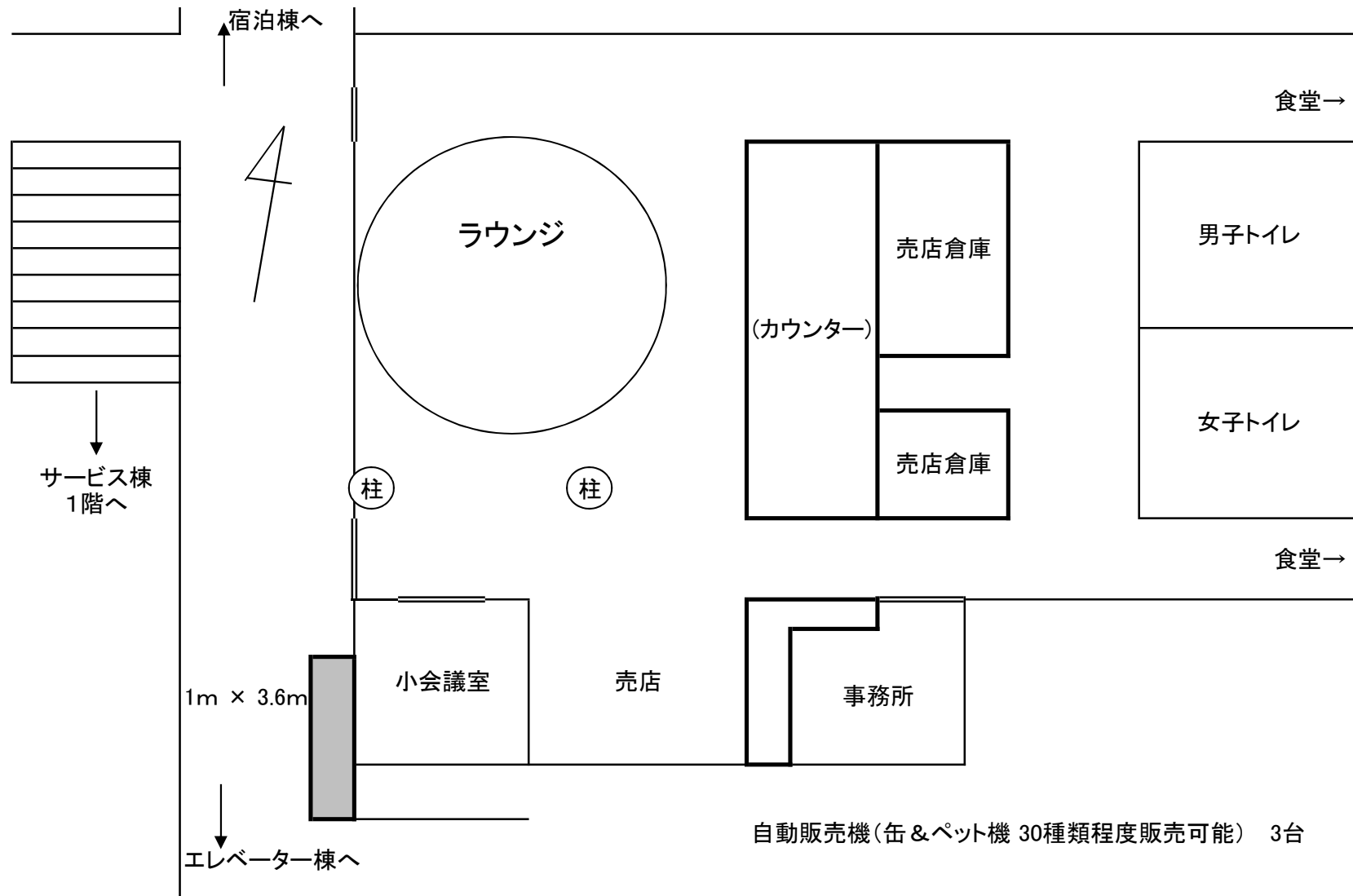


自動販売機(缶&ペット機 40種類程度販売可能) 1台

自動販売機(缶&ペット機 30種類程度販売可能) 2台

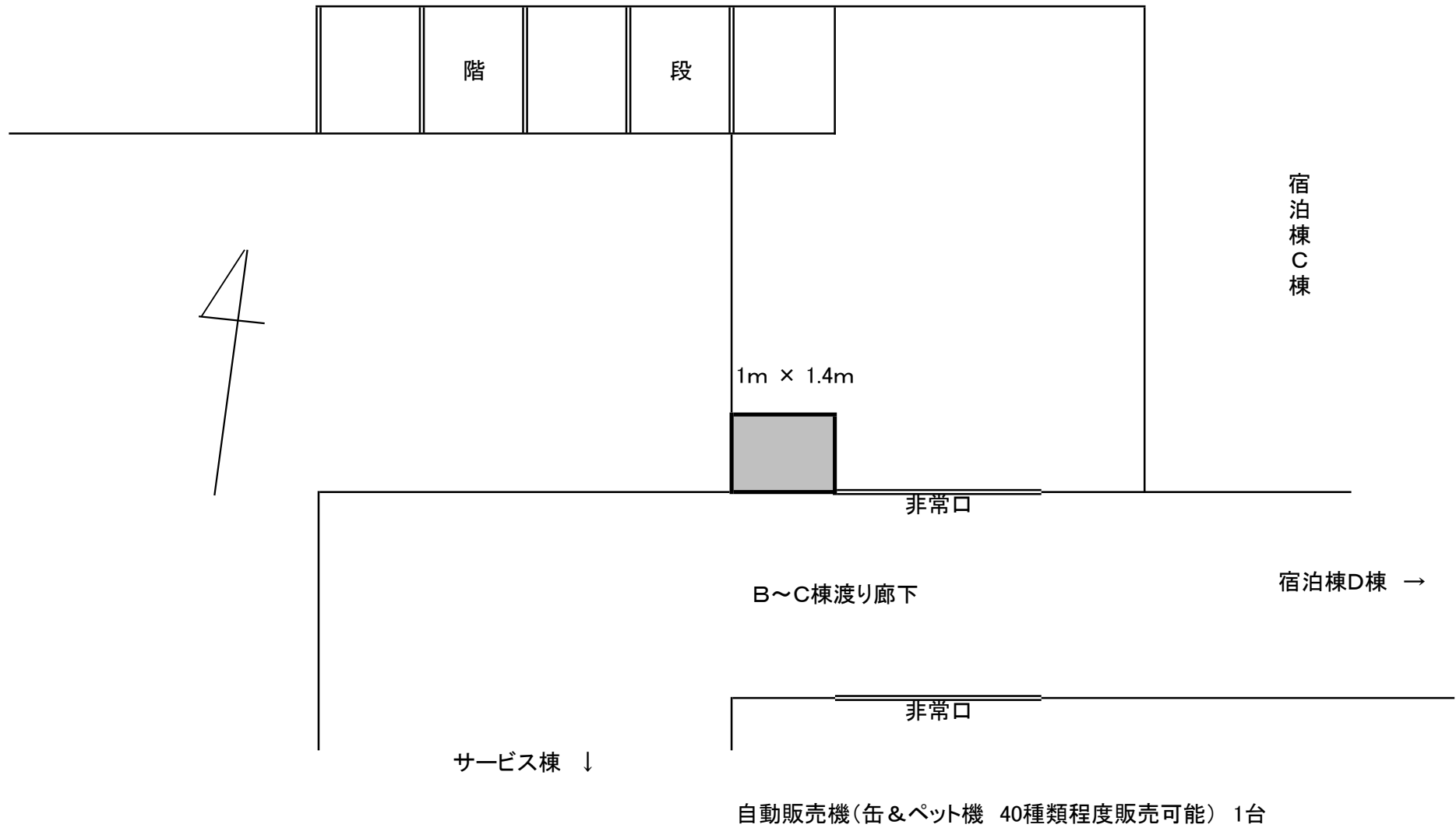
談話棟 平面図

別紙3-③ 自動販売機の設置場所(サービス棟2階)



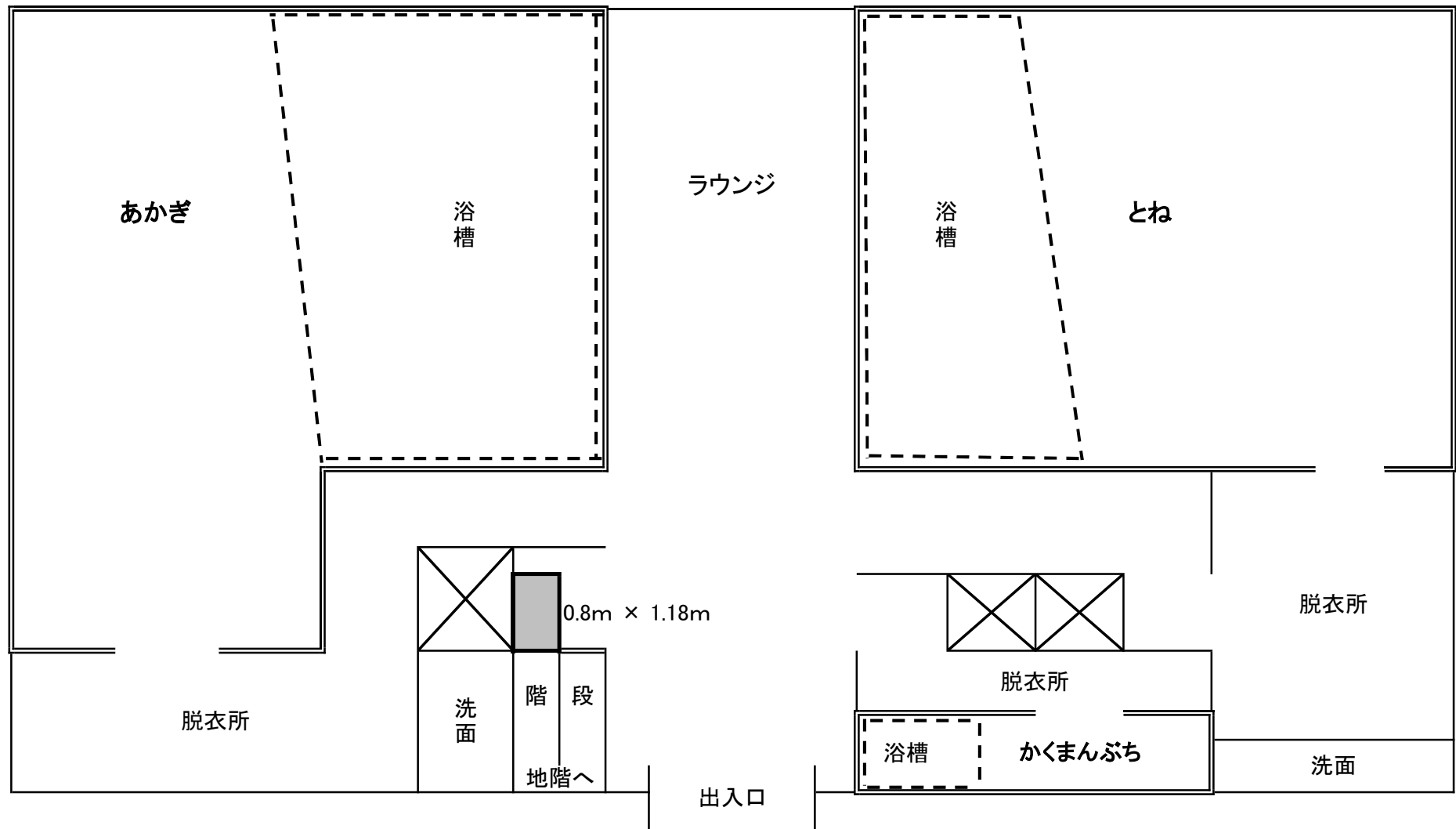
サービス棟2階 平面図

別紙3-④ 自動販売機の設置場所(宿泊棟C棟通路外部)



宿泊棟C棟通路外部 平面図

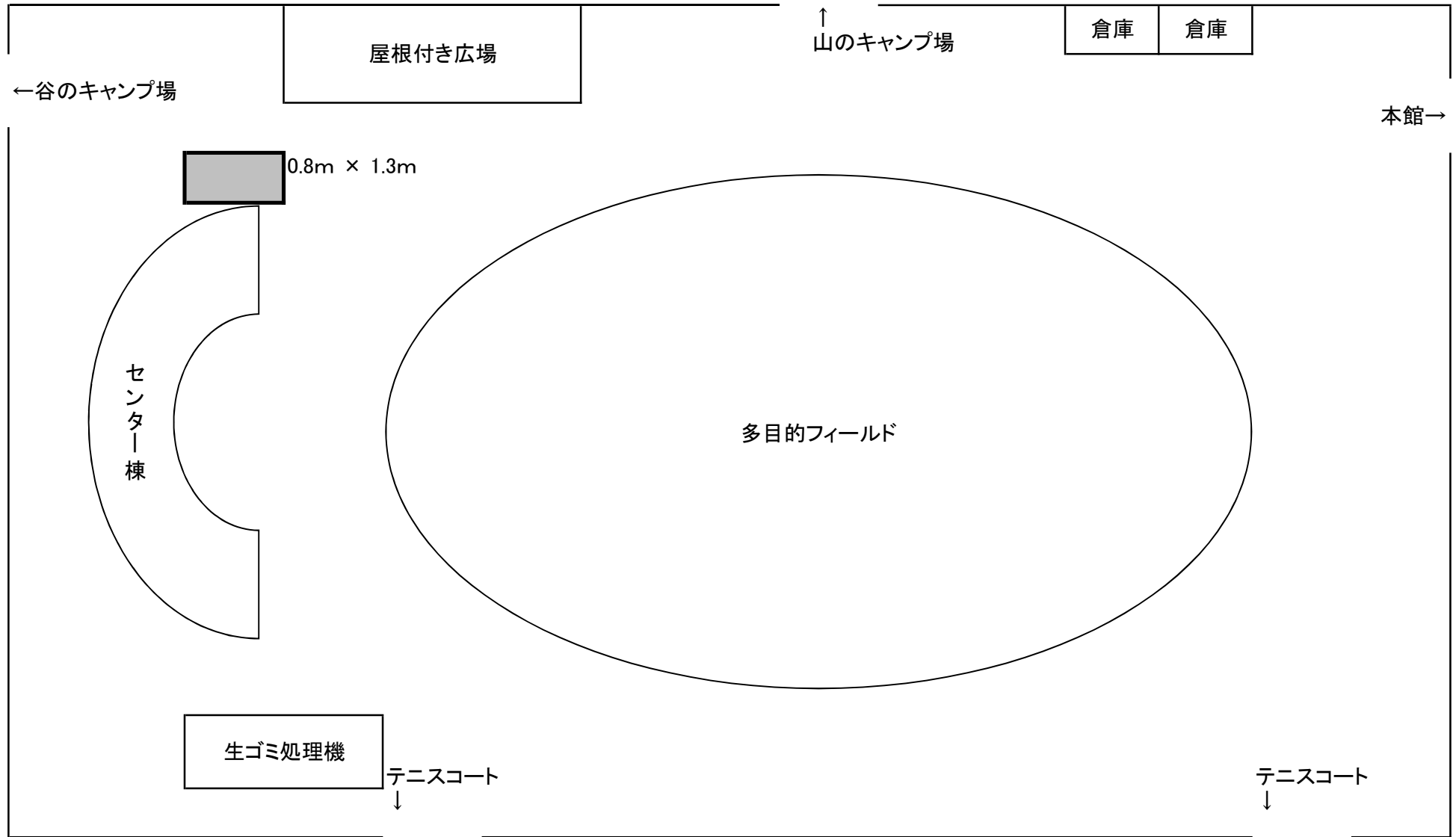
別紙3-⑤ 自動販売機の設置場所(浴室棟)



自動販売機(缶&ペット機 30種類程度販売可能) 1台

浴室棟 平面図

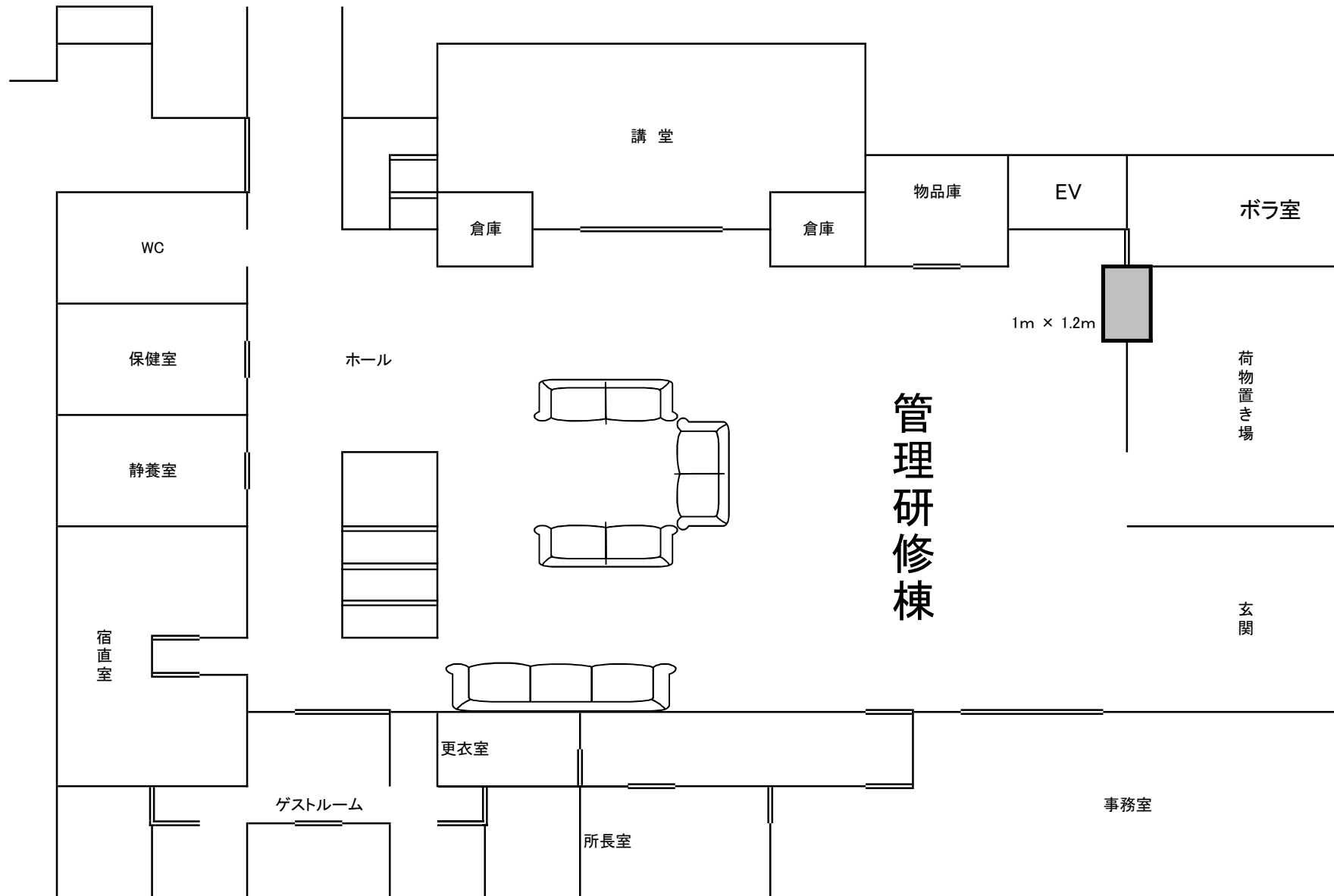
別紙3-⑥ 自動販売機の設置場所(センター棟)



自動販売機(缶&ペット機 30種類程度販売可能) 1台

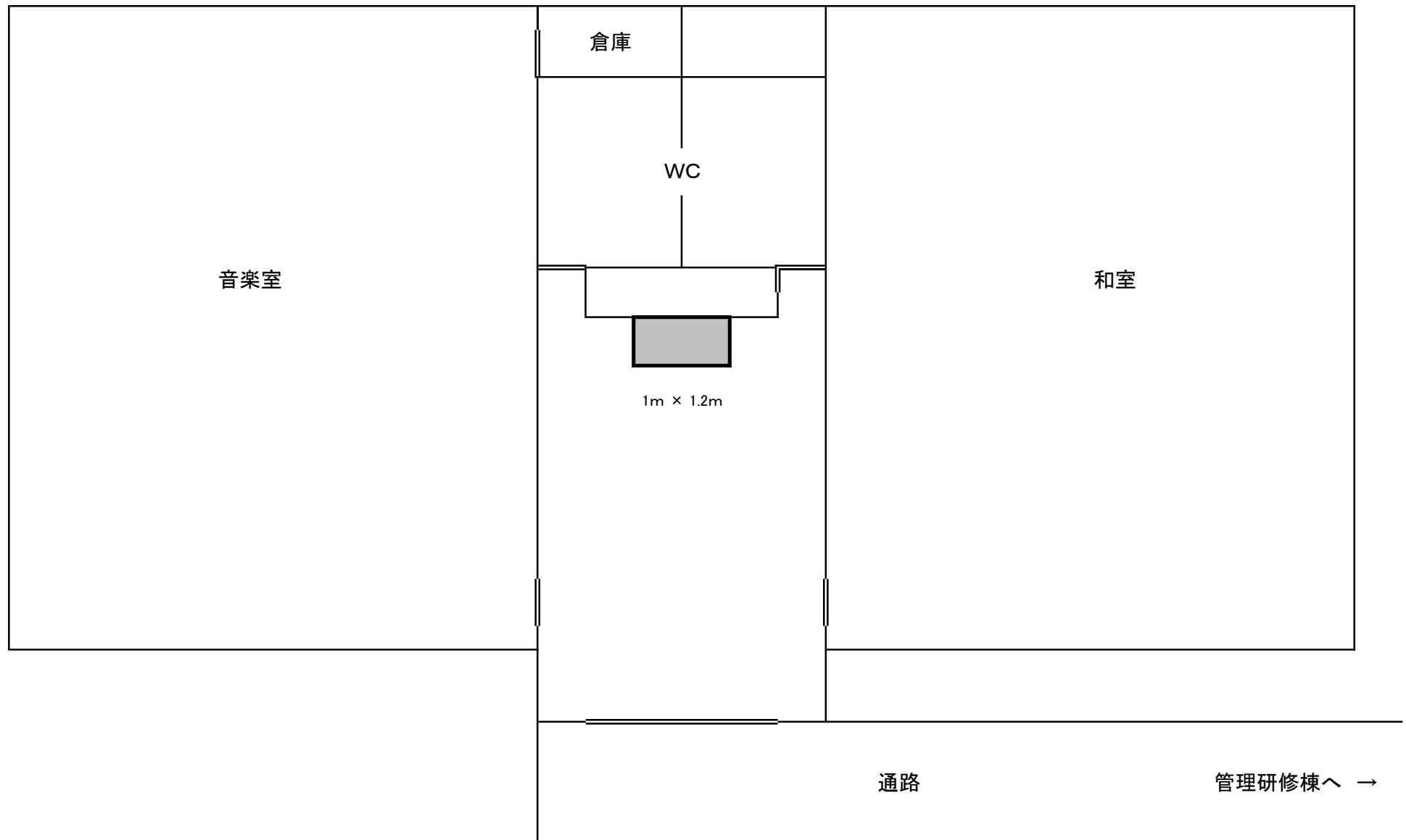
センター棟 平面図

別紙3-⑦ 自動販売機の設置場所(管理研修棟荷物置き場)



自動販売機(缶&ペット機 30種類程度販売可能) 1台

別紙3-⑧ 自動販売機設置場所(特別研修棟)



自動販売機(缶&ペット機 30種類程度販売可能) 1台

【審査基準】

企画提案者より提出された企画提案について、下記の仕様に合わせて審査するものとする。

(1) 商品について

- ①清涼飲料水等の選定については、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）協議のうえ決められるよう提案されているか。
加点基準 清涼飲料水等の選定について、甲と乙協議のうえ決められることが明記されている場合。
- ②商品・つり銭の補充は定期的に行い、売り切れがでないように配慮されているか。
○具体的に補充の頻度が示されているか。
加点基準 利用頻度に合わせて、効率的な補充の回数が明記されている場合。
○欠品等の場合の対応について、どのような対応が示されているか。
加点基準 欠品等の申し出を受けた即日対応の場合。
- ③空き缶等の回収は回収容器が溢れることがないように定期的に行い、空き缶等の再資源化に努めるものとされているか。
○具体的に回収の頻度が示されているか。
加点基準 利用頻度に合わせて、具体的な回収の回数が明記されており、満杯のときに発注者の申し出により即日対応する場合。
○空き缶等の再資源化方法及び用途等が示されているか。
加点基準 環境に配慮した再資源化方法が示されている場合。
○回収容器がビン、缶、ペットボトルと分かれた回収容器となっているか。
加点基準 缶、ペットボトルの回収容器が分別されている場合。
- ④空き缶等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。
○空き缶等のゴミの最終処理が不法投棄されずに、回収から最終処理までシステムが確立されているか。
加点基準 回収から最終処理までの工程が明記されている場合。

(2) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、自動販売機設置業者が責任を持って行うようになっているか。
○甲が利用者対応を行わないようになっているか。
加点基準 甲の職員が対応することなく、低学年の利用者でも簡便な方法で対応できるようにしている場合。
不可基準 故障等の対応を行わない場合。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先が表記されているか。
○利用者が迷わないように見えるところに連絡先が表記されているか。
加点基準 低学年の利用者でも分かるような表示方法を取っている場合。
- ③利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。
○苦情等の問合せがあった場合、即日対応を行なえるようになっているのか。
加点基準 苦情対応が即日対応の場合。
○当日対応が難しい場合は、利用者とは直接対応を行い、問題の解決にかかっているか。
加点基準 利用者の負担とならない対応となっている場合。

(3) 自動販売機について

①環境に配慮した自動販売機となっているか。

加点基準 具体的に消費電力の削減が明記されており、機器が小スペースなものである場合。

②消費電力が小さいものとなっているか。

加点基準 利用者の少ない時間帯若しくは夜間は自動的に自動販売機の表示部分の照明が消灯する場合等で節電が図れているとき。

③転倒防止等の措置を行なっているか。

加点基準 震災時等の転倒防止措置を行っている場合。

(4) 清涼飲料水等の料金

①料金設定については、通常販売価格を上限となっているか。

不可基準 通常販売価格よりも高額な場合。

(5) 手数料

①販売手数料については、売上に対する料率の提案がされているか。

加点基準 1本の売上に対しての販売手数料の料率設定が高い者順に加点する。

(6) 自動販売機のデザイン

①青少年施設に相応しいデザインや色合いとなっているか。

加点基準 野外に設置する自動販売機について、自然に合わせた色合いとなっている場合。

不可基準 青少年の教育上、著しく不適切なデザインとなっている場合。

②ユニバーサルデザイン仕様であるか。

加点基準 指定した3台以外にもユニバーサルデザイン仕様となっている場合。

不可基準 指定した3台がユニバーサルデザイン仕様となっていない場合。

(7) 災害時無料提供できる自動販売機の設置

①設置の提案があるか。

加点基準 3台以上設置されている場合。

不可基準 設置が提案されていない場合。

(8) 経費等の負担

①施設が有利となっているか。

加点基準 甲の負担分を乙が負担した場合。

(9) その他

①その他、赤城青少年交流の家に合わせた企画提案が出されているか。

加点基準 赤城青少年交流の家の実情と地域性に合わせた企画提案が出されている場合。

(案)

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書

件名 国立赤城青少年交流の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
金額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立赤城青少年交流の家所長 松村 純子
(以下「甲」という。)は、受注者(以下「乙」という。)との間において、上記の件について、
上記金額で次の条項によって提供委託業務を結ぶものとする。

(設置条項)

- 第1条 甲は、甲の管理する別紙の設置場所に乙が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。
- 2 自動販売機設置内訳は、甲、乙間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

(自動販売機の管理)

- 第2条 乙は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品・つり銭の補充等を行うものとする。
- 2 清涼飲料水等の欠品等が出た場合には、甲の申し出により速やかに対応するものとする。

(自動販売機の損壊等)

- 第3条 甲は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを乙に通知するものとする。
- 2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、乙は速やかに修理等を行うものとする。

(契約期間)

- 第4条 本契約の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。但し、契約期間満了の日の3ヵ月前までに甲又は乙が契約期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。

(契約の解除)

- 第5条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。
- (イ) 乙が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (ロ) この契約の履行について、乙に不正・不当な行為があったとき。
- (ハ) 乙がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (ニ) 前号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- (ホ) 甲の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 乙は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、契約を解除することができる。
- 3 前項により契約を解除する場合において、(ホ)が生じたときは、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに乙に通知し、解除できるものとするが、(イ)から(ニ)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、乙の解除については、1ヵ月前に通知し、甲、乙協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

(電気料及び不動産貸付料)

第6条 甲は、乙に自動販売機設置に伴う電気料及び不動産貸付料を無償とする。

(売上金)

第7条 自動販売機による売上金は、乙に帰属する。

(売上報告)

第8条 乙は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに甲に報告するものとする。

(手数料の振込)

第9条 乙は、手数料を四半期毎に取りまとめ、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の指定する口座に請求月の翌月20日迄に取りまとめて振り込み、振込明細を機構本部に送付するものとする。

(手数料の改定)

第10条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、甲、乙協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(一般的約定)

第11条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和4年 月 日

甲 住 所 群馬県前橋市富士見町赤城山27
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家
所 長 松村 純子

乙 住 所
氏 名

別紙

自動販売機設置内訳

基本手数料 1ヶ月当たり 〇〇〇〇〇円

No.	機種区分	設置場所	販売価格 (円)	販売手数料 (%)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

※機種区分

(ア)	缶&ペット機 (40種類程度販売可能)
(イ)	缶&ペット機 (30種類程度販売可能)